

診療所で働く方のための医療事務講座【在宅編】

「医療事務の勉強はしたけど、いざ医療機関で働いてみると算定要件が分からないことが多い…」そんなことはありませんか？

特に在宅医療点数は、同一建物居住者、単一建物診療患者、施設との関係、レセプト摘要欄記載など、請求事務担当者は日常業務において困惑するケースが多いと思われます。

そこで、診療所で働く皆様お一人おひとりが抱える日常的な疑問を解決に導くための学習会を開催致します。

目 的	在宅医療点数の知識向上。 「算定漏れ」や「レセプト返戻・減点」の防止。
特 徴	医療機関ごとに実施。お一人おひとりの疑問を解決しながら進行するため、無理なく学習でき理解が深まります。
対 象	・在宅医療点数を学習したい医療機関の皆さま。 (職種や経験年数は問いません)。
提供方法	ご希望の日時にオンライン(ZOOM)に接続して実施 又はご希望の日時に医療機関にお伺いして実施。
受講料	無 料
講 師	福島県保険医協会 医科社保担当事務局



ご利用手順



STEP 1 保険医協会事務局に申込み（申込用紙は【裏面】）

申込用紙に必要事項を記載の上、保険医協会にご連絡下さい。

STEP 2 日程調整・決定

お申込みの内容を確認しましたら、当会事務局よりご担当者様に日程調整等のご連絡を致します。

STEP 3 学習会の実施

決定していた日時に学習会を開催します。

お申込みはコチラから➡

診療所で働く方のための医療事務講座【在宅編】

【申込用紙】

1. ご希望の内容にチェックをお願いします（複数チェック可）。

※ 1 テーマ 30 分～ 40 分程度の内容です。

- ☐ 2024 年診療報酬改定（在宅の部）の総復習 **NEW**
- ☐ 在宅医療点数の基礎知識（全体像と概要）
- ☐ 各点数の算定要件〈読み込みと解説〉（説明希望の点数を事前に教えて下さい）
- ☐ 同一建物居住者、同一患家、単一建物診療患者の基本
- ☐ レセプト「摘要」欄記載の基本と注意点
- ☐ 皮膚欠損用創傷被覆材の算定について
- ☐ 医師の指示のもと医師の診療日以外の日に見護師等が処置等を行った場合の算定
- ☐ 「医療保険と介護保険の給付調整」とは？
- ☐ 使用している材料が特定保険医療材料かどうかを判断する方法（調べ方）
- ☐ 居宅療養管理指導費（介護保険）の運営基準、算定要件について
- ☐ 医療機関の「訪問看護」、訪問看護ステーションの「訪問看護」の届出等の違い
- ☐ その他（ ）

自由記載欄（分からないこと、知りたいこと等ご自由にご記入下さい）

2. ご希望の日時等をご記入ください。

(医療機関名・ご担当者様・ご連絡先)	(第 1 希望)	年	月	日	時～	時
	(第 2 希望)	年	月	日	時～	時
	(第 3 希望)	年	月	日	時～	時
	出席人数 人					
☐ オンライン（ZOOM）での実施を希望 ☐ 医療機関での実施を希望						

福島県保険医協会事務局（福田）宛て

FAX送信先



0120-681-153

または、024-531-1153